

議案第95号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の2の2第3項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管
第32条第1項中第29号を第31号とし、第11号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、
第10号の次に次の2号を加える。

(11) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査
1件につき147,000円

(12) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の
認定の申請に対する審査 1件につき134,000円

第37条第1項中「又は第19条の3」を「、第19条の3（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）、第19条の10第1項において読み替えて準用する第19条の4第1項又は第19条の10第2項において読み替えて準用する第19条の5第1項」に改め、同条第2項中「第14条の6において」を「第14条の6において読み替えて」に、「第14条の3の2」を「第14条の3の2第1項若しくは第2項」に、「第19条の5第1項」を「第19条の5第1項（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）」に、「第19条の10第1項」を「第19条の11第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 3 月 1 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

届出を要しない産業廃棄物の保管の範囲を改め、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査に係る手数料等を定めるとともに、有害使用済機器の保管に関する改善命令に違反した者等の氏名等を公表することができることとし、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 (抄)

(産業廃棄物の保管の届出)

第23条の2の2 省 略

2 省 略

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する保管については、適用しない。

(1)-(5) 省 略

(6) 法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管

(6) 省 略

(7)

(一般廃棄物収集運搬業の許可等申請手数料)

第32条 法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請の際、その申請をする者から徴収する。

(1)-(10) 省 略

(11) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 1件につき147,000円

(12) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき134,000円

(11)-(29) 省 略

(13) (31)

2 省 略

(法に基づく命令に違反した者等の公表)

第37条 市長は、法第9条の2第1項、第15条の2の7、第15条の19第4項又は第19条の3 (第

17条の2第3項において準用する場合を含む。)、第19条の10第1項において読み替えて準用する第19条の4第1項又は第19条の10第2項において読み替えて準用する第19条の5第1項の規定による命令 (第9条の2第1項及び第15条の2の7の規定に係る場合にあつては、改善に係るものに限る。)を受けた者が、その命令に違反したときは、その旨、命令の内容及び命令に違反した者の氏名又は名称を公表することができる。

2 市長は、法第7条の3、第7条の4、第9条の2第1項、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第12条の6第3項、第14条の3 (第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)、

第14条の3の2第1項若しくは第2項（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）、
第15条の2の7、第15条の3、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項
（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）、第19条の6第1項、第19条の10第1項又
第19条の11

は第21条の2第2項の規定による処分（第9条の2第1項及び第15条の2の7の規定に係る場
合にあっては、改善に係るものを除く。）若しくは特別措置法第12条第1項（特別措置法第15
条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による処分をしたときは、その旨、処分
の内容及び処分を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。

3 省 略